

## 居宅介護支援 利用料

この居宅介護支援のサービスを受ける際には、その旨を市町に届け出て、被保険者証に記載する必要があります。具体的な手続は、居宅介護支援専門員にご相談ください。

### 利用料その他の費用について

居宅介護支援の利用料については、法定代理受領により当事業所に対して介護保険給付が支払われる場合利用者の自己負担はありません。居宅介護保険の利用料は下記の通りです。

取扱区分		利用料	備考	
居宅介護支援費	(I)	要介護 1～2 の場合	10,570 円/月	介護支援専門員（常勤換算）1 人当たりの件数が 40 件未満の場合
		要介護 3～5 の場合	13,730 円/月	
	(II)	要介護 1～2 の場合	5,290 円/月	介護支援専門員（常勤換算）1 人当たりの件数が 40 件以上 60 件未満の場合
		要介護 3～5 の場合	6,860 円/月	
	(III)	要介護 1～2 の場合	3,170 円/月	介護支援専門員（常勤換算）1 人当たりの件数が 60 件以上の場合
		要介護 3～5 の場合	4,110 円/月	
初回加算		3,000 円/月	新規に居宅サービス計画又は介護予防サービスを作成した場合、もしくは、要介護度状態区分の 2 段階以上の変更認定を受けた場合	
特定事業所加算	(I)	5,000 円/月	(1) 常勤の主任介護支援専門員を 2 名以上配置 (2) 常勤の介護支援専門員を 3 名以上配置 (3) 利用者の情報やサービス提供上の留意事項などの伝達を目的とした会議を定期的開催 (4) 24 時間連絡体制を確保し、必要に応じて利用者などからの相談に対応 (5) 算定月の要介護 3～5 の者の割合が 40%以上 (6) 介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施 (7) 地域包括支援センターと連携を図り、積極的に支援困難事例にも対応可能な体制整備 (8) 地域包括支援センターが主催する事例検討会などに参加 (9) 運営基準減算または、特定事業所集中減算の適用を受けていないこと (10) 介護支援専門員 1 人の利用者数が 40 名未満 (11) 法第六十九条の二第一項に規定する介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していること	
	(II)	4,000 円/月	(1) (I) の基準、(2), (3), (4), (6), (7), (9), (10), (11) に適合すること (2) 常勤の主任介護支援専門員を配置	
	(III)	3,000 円/月	(1) (I) の基準、(3), (4), (6), (7), (9), (10), (11) に適合すること (2) (II) の基準、(2) に適合すること (3) 常勤の介護支援専門員を 2 名以上配置	
	(IV)	1,250 円/月	(1) 退院・退所加算の算定回数が年 3 5 回以上 (2) ターミナルケアマネジメント加算の算定回数が年 5 回以上 (3) 特定事業所加算 (1) ～ (III) のいずれかを算定していること	
	入院時情報連携加算	(I)	2,000 円/月	入院後 3 日以内に病院等の職員へ必要な利用者の情報を提供した場合
(II)		1,000 円/月	入院後 7 日以内に病院等の職員へ必要な利用者の情報を提供した場合	

小規模多機能型居宅介護事業所連携加算		3,000 円/月	居宅サービスから小規模多機能型居宅介護へ移行する際、利用者に関する必要な情報を提供した場合	
看護小規模待機型居宅介護事業所連携加算		3,000 円/月	居宅サービスから看護小規模多機能型居宅介護へ移行する際、利用者に関する必要な情報を提供した場合	
退院・退所加算	(Ⅰ) 1回	カンファレンス無	4,500 円/月	医療機関や介護保険施設等を退院・退所し、居宅サービス等を利用する場合において、退院・退所にあたって医療機関等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報を得た上でケアプランを作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合に算定
		カンファレンス有	6,000 円/月	
	(Ⅱ) 2回	カンファレンス無	6,000 円/月	
		カンファレンス有	7,500 円/月	
(Ⅲ) 3回	カンファレンス有	9,000 円/月		
緊急時居宅カンファレンス加算		2,000 円/回	ひと月 2 回まで算定可能とする	
ターミナルケアマネジメント加算		4,000 円/回	死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上在宅の訪問などを行った場合	
特定事業所集中減算		▲2,000 円/月	判定期間内に作成した居宅サービス計画において、同一法人事業所が 80% を超える場合に減算を行う。訪問介護や通所介護及び、福祉用具貸与のサービスが対象。	

2 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納などにより、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦、実費負担にて全額料金を頂き、サービス提供証明書を発行いたします。後日、利用者の住所地を管轄する市町の窓口へ提出しますと、差額の支払いを受けることができます。

3 介護支援専門員が通常の事業の実施地域をこえ、訪問等行う場合には、その交通費の支払いが必要となります。なお、自動車を利用した場合は、路程 1 km につき 20 円を徴収します。

## キャンセル等

1 利用者がこの居宅介護支援に係る訪問、居宅サービス計画作成等のサービス提供をキャンセルし、又は中断する場合は、事前に次の連絡先までご連絡ください。

連絡先（電話）	<b>084-965-6251</b>
---------	---------------------

2 居宅サービス計画の変更、事業者との連絡調整等について利用者が行った依頼等を取り消す場合も、速やかに上記の連絡先までご連絡ください。

3 利用者は、1 週間以上の予告期間があれば、契約全体を解約することもできます。

4 サービス提供のキャンセル又は契約の解約の場合にも、キャンセル料等は必要ありません。